

平成 23 年 1 月 11 日

## 株式会社 3WM 行動計画（第 1 回）

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、社員が仕事を続けながらも子育てを両立させることができ、働きやすい職場環境を構築することによって、その能力を十分発揮できるようにすることを目的として、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 23 年 1 月 11 日～平成 28 年 1 月 10 日までの 5 年間

2. 内 容

### 目的 1 全社員への周知

平成 22 年 6 月 30 日施行の「育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」に基づく育児休業、介護休業の周知を図る。

<方法>

○平成 23 年 1 月～ 全社員に「改正育児・介護休業法のポイント」のパンフレットを回覧。特に妊娠中の女性社員に対しては、母性健康管理についてのパンフレットも作製・配布・個別説明を実施して、制度周知の徹底を行う。

### 目的 2 ノー残業デーの実施

平成 23 年 12 月 31 日までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定の上、これを実施する。

<方法>

○平成 23 年 2 月～ 所定外労働の原因・分析・解消方法を考える検討会の実施  
○平成 23 年 4 月～ ノー残業デーの開始  
社内報による社員への周知徹底

### 目的 3 小学校就学の始期に達するまで、時間外勤務を免除

働きながら育児をする社員に対しては、所定外勤務を免除する等して、働きやすい環境に配慮した規程に変更する。

<方法>

- 平成 23 年 4 月～ 育児休業等に関する規程を変更し、小学校就学の始期に達するまでの子供を養育する社員から、所定外勤務の免除の申出があった場合には所定外勤務を免除し、不利な査定評価をしない。

**目的 4 トライアル雇用の推進**

若年者に対するトライアル雇用等を通じた雇入れを推進する。

<方法>

- 平成 23 年 4 月～ ハローワークにトライアル雇用の求人を行い、若年者の雇入れを積極的に推進する。